2020年10月　16日　　No.190　　発行責任者　田中　孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第190号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

原告の完全勝利

郵政２０条裁判最高裁判決

　１０月１５日、最高裁判所は会社側の訴えを退け、原告側の上告で受理された部分のすべての支払いを命ずる判決を下しました。

　会社側の「継続的な雇用に対する優位性」に理解を示しつつも、「であれば継続雇用される非正規社員にも同様の手当が支給されるべき」との判断を下し、住居手当、夏期冬期休暇、有給の病気休暇、扶養手当、年末年始勤務手当、祝日給について正社員との格差をつけてはならないとし、差額の賠償を会社に命じました。

　郵政ユニオンはこの判決を集団訴訟に繋げていくと共に、非正規社員全体に拡大させていくようしていきます。また、非正規社員の待遇改善の原資として正社員の手当を引き下げるようなことは許さないを運動もすすめていきます。引き続きご支援とご協力をお願いします。

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか